平成３０年１月善通寺市農業委員会次第

日時：平成３０年１月２３日

場所：善通寺市農業振興センター会議室

１．開　　会

２．会 長 あ い さ つ

３．議事録署名人指名

４．議　　案

議案第１号　農地法第１８条第６項賃貸借解約通知確認の報告について

議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について

議案第３号　非農地証明願について

５．報　　告

報告第１号　農地法第５条の規定による申請の取下願に係る報告について

６．そ　の　他

次回開催	２月２０日（火）	１３時３０分～
現地調査	同　日	９時～
農業相談	同　日	１０時～

７．閉　　会

平成３０年１月農業委員会総会（定例会）議事録

１．日　　時　　平成３０年１月２３日（火）１３時２５分

２．場　　所　　善通寺市農業振興センター２階会議室

３．出席委員　　１　宮﨑勇委員，３　原巧委員，４　三原正子委員，５　松本健委員，
６　立石泰夫会長，７　籔内實委員，８　南光紀夫委員，
９　堀家重孝委員，１０　近藤剛司委員，１１　大前純一委員，
１２　瀬川治会長職務代理者，１３　穐山信雄委員，１４　森江正男委員

４．遅刻委員　　なし

５．欠席委員　　２　川田治弘委員

６．傍 聴 人　　なし

７．事 務 局　　局長　平田　和明，係長　小林　正季

８．議 案 等　　議案第１号　農地法第１８条第６項賃貸借解約通知確認の報告について
議案第２号　農地法第５条第１項の規定による許可申請について
議案第３号　非農地証明願について
報告第１号　農地法第５条の規定による許可申請の取下願に係る報告について

９．議　　事

局　　長

皆様こんにちは。定刻より少し早いですが，皆様お揃いになりましたので，ただいまより平成３０年１月の農業委員会総会，定例会を始めさせていただきます。なお，本日は川田委員より欠席の連絡を受けておりますのでご報告させていただきます。それでは，立石会長よりご挨拶を申し上げます。立石会長，よろしくお願いします。

会　　長

それでは改めましてこんにちは。大変お寒い中，出席いただきましてありがとうございます。年が明けてだいぶたちますが，今年一年間よろしくお願いします。今日は案件が少ないようですので，皆様にお願いをしたいことがありますので少しお話をさせていただきます。それでは座って説明さ

せていただきます。

まず一番目ですが，農業者年金ですが，この前，１件加入者が決まりました。農業者年金は厚生年金に入っている方は加入できませんが，国民年金の方は加入できますので，もし皆様の周囲の人で入っておいたほうが良いと思われる方がいましたら，ぜひとも話をしていただいて入っていただけたらと思います。農業者年金は認定農業者の方ですと補助がございますので有利な年金でございます。厚生年金の方は加入できませんが，国民年金のみの方は入れますし，掛け金は経費で償却できますので，若い方には特に有利な年金だと思いますので,是非とも勧めていただけたらと思います。もう一点は全国農業新聞ですが，ここにいる委員さんは全員取っていただいているということで，ありがとうございます。ただ，まだまだ県内では取っていただいている方が少ないとのことであります。だいぶ前には取っていたが，現在はやめているという方もいると思いますので，もし話が出来て，新聞を取っていただける方がおりましたら，よろしくお願いしたいと思います。以上の２点と最後に，善通寺市農業委員会としては，４月から全戸の農地の意識調査をしたいと考えておりますので，地区ごとに農業委員さんと推進委員さんで話し合う場を持っていただきたいと思います。意識調査は，できれば農業委員さんと推進委員さんとセットで回っていただけたらと思います。それに伴いまして筆岡地区では，農業委員さんと推進委員さんで地区会議を設けて話し合っていただいているとのことですので，とりあえずは筆岡地区の方に，まずどのように調査を進めていくかなどを話し合っていただいて，他の地区でもそれを参考にしていただき，効率的に調査を行っていただけたらと思います。それに伴うアンケートや資料は，事務局の方で準備を進めていきますが，県から見本で来ているものはだいぶ項目があるみたいですので，できるだけ意識調査は善通寺にあったもので実施していきたいと考えています。皆様におかれましては，４月から全戸の意識調査にとりかかれるよう準備を進めていただけたらと思います。私のほうからのお願いは以上であります。それでは，今月の定例会を始めたいと思いますので，よろしくお願いします。

局　　長

ありがとうございました。それでは議事の進行につきましては，立石会長，よろしくお願いします。

会　　長

はい。それでは議事に入りたいと思いますが，議事に入ります前に，本日の議事録署名人には，議席第１番の宮﨑委員さんと，第３番の原委員さんの両名，よろしくお願い申し上げます。それでは，議案の審議に入りたいと思います。議案第１号の農地法第１８条第６項の規定による賃貸借解約通知確認の報告についてを，議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局　　長

はい。それでは，説明に入ります前に先日郵送しておりました資料の位置図の一部に誤りがございましたので，お手数をおかけしますが，お手元にお配りしております資料に差し替えをお願いいたします。それでは議案第１号，農地法第１８条第６項の規定による賃貸借解約通知確認の報告について，議案書の１ページで，〇件の案件でございます。座って説明させていただきます。

番号〇ですが，貸人，〇〇〇〇〇様，借人，〇〇〇〇様，残存小作権の合意による解約の案件でございます。本件の土地の借人である〇〇氏は〇〇町に居住しておりまして，〇〇〇〇㎡の農地を所有しております。〇〇氏は，昔からの残存小作地について，これまでなんとか耕作を続けてきましたが，現在は妻と２人暮らしであり，正式な後継者が現段階ではいないこともあり，将来は自己所有農地の管理だけでも大変になってくることから，貸人である〇〇〇氏に当該農地を返還する旨の話を申し入れたところ，合意が得られたため，今般労力不足を理由に合意解約するものであります。

本件は，〇〇町字〇〇〇〇〇〇〇〇番，田，〇〇〇〇㎡，同所〇〇〇〇番，田，〇〇〇㎡，同所〇〇〇〇番，田，〇〇〇㎡について残存小作権の解約を行うものであり，離作補償はありません。なお，解約後は貸人が新たに借り手を探すとのことであります。本件は，提出書類に不備もなく，何も問題はないと考えております。

次に番号〇ですが，貸人，〇〇〇〇様，借人，〇〇〇〇様，残存小作権の

合意による解約の案件でございます。本件の土地の貸人である○○氏は○○○町○丁目に居住しており，○反余りの農地を所有していますが，所有農地のうち貸付地は本通知に係る土地だけであります。○○氏は現在○○歳であり，将来，当該農地の残存小作権を残したままにしておくと，子孫に何かと手間をかける可能性があることから，農地の権利関係の整理を今のうちにしておきたいと考え，借人である○○氏に解約の申し入れをしたところ，合意が得られたため，今般貸人側の主導により合意解約するものであります。本件は，○○○町字○○○○○○番○，田，○○㎡について残存小作権の解約を行うものであり，離作補償については，貸人が借人に対し,○○○○○円を支払うとのことで合意解約に至っております。なお，解約後は貸人が野菜を作付けするとのことであります。本件は，提出書類に不備もなく，特に問題はないと考えております。

次に番号○ですが，貸人，被相続人，○○○○○様，相続人，○○○○様，借人，○○○○○様，賃借権の合意による解約の案件でございます。本件の土地の借人である○○○氏は○○町に居住し，○ヘクタール余りの農地を経営しておりますが，その多くは借入農地であります。借人は，これまでこれらの広大な農地をなんとか管理してきましたが，ここ最近は，一部の農地について，管理が十分に行き届いていない状況が発生しているとのことでありまして，本通知に係る農地につきましても，管理不十分であったとのことであります。このような状況が長引くと，近隣の農地の方に迷惑をかけるため，本通知に係る土地については，農業経営基盤強化促進法に基づく賃借権を平成○○年○○月から平成○○年○○月末までの○年間で設定しておりましたが，今般労力不足を理由に合意解約するものであります。

本件は，○○○町字○○○○○○番○，田，○○○㎡，同所○○○番○，田，○○○○㎡について賃借権の解約を行うものであり，離作補償はありません。なお，解約後は貸人が新たな借り手を探すとのことであります。本件は，提出書類に不備もなく，何も問題はないと考えております。

今月は以上○件の通知があり，解約した筆数ですが田が○筆，面積にして○○○○㎡となっております。以上，農地法第１８条第６項に基づく解約

通知報告とさせていただきます。

会　　長

はい，ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました議案第１号，農地法第１８条第６項の規定による賃貸借解約通知確認の報告について，皆様方のほうから何かご意見，ご質問ございましたら，承りたいと思います。いかがでございましょうか。

（全委員意見，質問なし）

会　　長

ご質問がないようですので，第１号議案に関しましては，通知のとおり受理してよろしいでしょうか。

（全委員　異議無し）

会　　長

それでは，第１号議案につきましては，受理することに決定いたします。続きまして議案第２号，農地法第５条第１項の規定による許可申請についてを，議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

局　　長

それでは議案第２号，農地法第５条第１項の許可申請について，議案書の２ページの案件で〇件の案件でございます。

まず番号〇ですが，譲渡人，〇〇〇〇様，譲受人，〇〇〇〇様，所有権移転売買の案件でございます。本件の譲渡人である〇〇氏は〇〇市に居住しており,本市で農業を継続的に営むことは物理的に困難な状態であります。本申請地は譲渡人である〇〇氏からみて祖父に当たる〇〇〇〇氏から平成〇年に相続により取得しましたが，本申請地は管理者不在でこの夏には草がだいぶ生い茂っていて，周りの農地の方や住民の方に迷惑をかけているような状況でありましたが，なんとか草刈りを昨年の秋に行い，現状は農地として復旧している状態であります。一方，譲受人である〇〇氏は〇〇〇町に居住しており，住環境の良い地域に共同住宅を建てることを計画していたとのことであります。本申請地の北側には住宅があり，西側は田，南側で市道に面し，また近隣にはいくつかの商業施設もあることから，生活に便利で住環境が良く，アパート需要が見込まれることから，譲受人で

ある○○氏は本申請地に共同住宅を建てることを計画し，今後の農地の維持管理に苦慮していた譲渡人である○○氏との話がまとまったため，本申請に及んだものであります。本申請は，○○○町○○○○○番○，登記地目及び現況地目が田である○○○㎡，同所○○番○，登記地目及び現況地目が田である○○○㎡の合計○○○㎡について，共同住宅２階建○棟，建築面積○○○○○○㎡を建築することを目的として申請するものであります。本申請地は用途区域が○○○地域である第○種農地であり，本転用にあたり隣接農地関係者との調整を了しており，提出書類に不備もないことから，特に問題は無いと考えます。

以上○件，登記地目は，田が○筆，○○○㎡の案件でありまして，県知事へは，許可が相当との意見書を添えて進達したいと考えておりますので，よろしくご審議賜りますよう，お願い申し上げます。

会　　長

ありがとうございます。それでは，地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。○○○町ですので松本委員さんより意見をお聞きします。よろしくお願いします。

松本委員

はい。○○地区○名で○月○○日に現地調査確認を実施しました。特に問題はありませんので，事務局から説明のあったとおり，よろしくご審議お願いします。

会　　長

ありがとうございました。地元の農業委員さんは特段問題ないと言うことです。それでは，皆様方のほうから何かご意見，ご質問などはございますでしょうか。

（全委員質問無し）

会　　長

ご質問がないようですので，採決に入ります。賛成の方は挙手をお願いします。

（全委員挙手）

会　　長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして，議案第２号，農地法第５条第１項の許可申請につきましては,原案のとおり決定をいたします。それでは，議案第３号，非農地証明願について，事務局より説明をお願いします。

局　　長

はい，議案第３号，非農地証明願について，議案書の３ページで〇件の案件でございます。

本件は，証明を受けようとする土地である〇〇〇町字〇〇〇〇〇〇番，登記地目が田の〇〇〇㎡ついて，昭和〇〇年頃より，肥料や農機具の保管用の倉庫として使用しているものであります。当該地は，農地法施行規則第２９条第１号の規定による，２アール未満の農地で，耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため又はその農地でその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合に該当し，また，非農地証明事務処理要領準則第３項第２号⑤イの規定による耕作の事業を行う者が，その農地２アール未満のものを自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設，農機具倉庫の用に供する場合に該当し，農作業の効率を上げる目的で転用された土地であるため，農地法の適用を受けない土地であることを証明するものであります。なお，本申請地は農業振興地域から外れている，第〇種農地で，既に現況課税は宅地課税となっており，農業経営施設としての用に供して使用しているため，本申請について，特に問題は無いと考えます。

以上〇件，登記地目は，田が〇筆，〇〇〇㎡の案件であり，提出書類に不備もなく，非農地証明を行うことの可否については，可とすることを相当と考えておりますので,よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

会　　長

はい。ありがとうございました。ただ今，事務局より説明のありました議案第３号，非農地証明願について，地元の農業委員さんのご意見をお伺いしたいと思います。それでは原委員さん，よろしくお願いします。

原委員

先日の〇〇日の日に三原委員さんと一緒に申請者の〇〇さんのところに行

って話をしてきました。特に問題は無いと考えますので，ご審議の程よろしくお願いします。

会　　長

ありがとうございます。それでは，皆様方のほうから何かご意見，ご質問などはございますでしょうか。

（質問・意見無し）

会　　長

無いようですので，採決に入りたいと思います。議案第３号，非農地証明願について，賛成の方の挙手を求めます。

（全委員挙手）

会　　長

ありがとうございました。全員の挙手と認めまして，議案第３号，非農地証明願につきましては，原案のとおり決定をいたします。続きまして，報告第１号，農地法第５条の規定による許可申請の取下願に係る報告について，事務局より説明をお願いします。

局　　長

はい。それでは，報告第１号「農地法第５条申請取下報告」についてご説明いたします。１枚頁をめくっていただきまして，報告のページをご覧ください。今回，取下願いが出された案件につきましては，平成〇〇年〇月の定例会の議案第〇号 - 番号〇でご審議頂いた案件でございまして，申請人は譲渡人が〇〇〇町〇〇〇番地〇にお住まいの〇〇〇〇〇様，譲受人が〇〇町〇〇〇〇〇〇番地〇に事務所を置く「〇〇〇〇〇株式会社，代表取締役，〇〇〇〇様」での案件であります。申請地につきましては，第〇種農地である〇〇町字〇〇〇〇〇番の登記地目及び現況地目が田である〇筆，面積〇〇〇〇㎡について，賃貸住宅２階建て〇棟の建築面積〇〇〇〇〇㎡を建築することを目的として転用申請に及んだもので，県知事に許可相当との意見書を添えて進達したものです。しかしながら，その後の諸事情により，賃貸住宅の計画が変更になったため，現在提出している申請を一旦取下げたいとの相談が申請代理人よりありまして，開発許可申請も保留の状態であったため，県知事許可までには至らず，許可保留の状態となって

いたものでございます。そして，平成〇〇年〇〇月〇〇日に農地法第５条の規定による許可申請の取下願の提出があり，県知事には平成〇〇年〇月〇日に受理されました。報告第１号「農地法第５条申請取下」についての報告は以上でございます。

会　　長

ありがとうございました。それでは，報告第１号について，何かご意見，ご質問はありませんか。

（全委員意見，質問なし）

会　　長

無いようですので，報告第１号「農地法第５条申請取下」の報告については，報告のとおりといたします。以上で本日の議案審議については，全て終了いたしました。それでは，これで１月の農業委員会総会（定例会）を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会時刻　　１４時０２分　　終了